
日本霊長類学会 霊長類保護委員会

ニューズレター

目次

1	自由集会「移入マカク類の生息の現状と対応策」発表要旨	1
1.1	プログラム	1
1.2	和歌山県のタイワンザルとニホンザルの雑種化に関する遺伝学的分析	1
1.3	和歌山市東南部から海南市北東部にかけて生息する野生化したタイワンザルについて	2
1.4	房総半島南端の移入マカクについて	3
1.5	和歌山県移入タイワンザルに関する対策	7
2	和歌山県に対する要望書	9
3	第16回大会（2000年6月）以降の経緯報告	11
4	第17回 京都大会での自由集会の案内	11

1 自由集会「移入マカク類の生息の現状と対応策」発表要旨

1.1 プログラム

第 16 回日本霊長類学会 自由集会 B 会場 (234 号室) 7 月 7 日
日本霊長類学会保護委員会・和歌山県移入タイワンザル対策グループ主催

1. 和歌山県におけるタイワンザルの移入の経緯とその後の経過
2. 和歌山のタイワンザルの生息状況調査報告書
3. 和歌山県のタイワンザルとニホンザルの雑種化に関する遺伝学的分析
4. 房総地域での移入アカゲザルの現状
5. 和歌山県の移入タイワンザルに対する対応の基本
6. 討論

1.2 和歌山県のタイワンザルとニホンザルの雑種化に関する遺伝学的分析

京都大学霊長類研究所 川本芳

1998 年 4 月に和歌山県日高郡中津村でニホンザルと外来種の混血個体を発見した。1999 年に実施した野外調査の前後で、移入種個体群が生息する大池遊園周辺地域から合計 9 個体の血液試料を採取し、遺伝子分析を進めた。種判別に有効な 3 種類の血液蛋白質の遺伝子型ならびにミトコンドリア DNA (mtDNA) タイプを判定し、交雑の進行状況を評価した。

血液タンパク質の遺伝子型から、調査した 9 個体のうち 8 個体が 2 世代以上を経た交雑個体、1 個体 (成体雄) が純粋ニホンザル、と判定できた。一方、紀伊半島の他地域で得た 20 個体の分析結果では、中津村の 1 個体 (交雑第一世代と判定された成体雄) 以外はすべての個体でニホンザル固有のタイプだけが検出された。

mtDNA の分析結果では、9 個体のうち上記の判定で 2 世代以上の交雑が予想された 8 個体のすべてがタイワンザルタイプの mtDNA をもっていた。またこれらの個体では、比較した mtDNA 塩基配列が以前に中津村の交雑個体で観察した配列と完全に一致した。つまり、これら 8 個体と中津村のサルはいずれも大池遊園から放たれたタイワンザルの群れに由来する交雑個体と考えられる。また、血液タンパク質からニホンザルと判定したオス個体は、mtDNA でもニホンザルタイプを示したため、大池遊園の群れで生まれたサルではなく、周辺のニホンザルの群れで生まれ、移入してきたものと予想された。

以上の分析結果により、大池遊園付近に人為的に生じた移入種の生息地域で、在来のニホンザルとの交雑が起きていることが証明できた。この雑種化は、他地域から移入してくるニホンザルのオスとタイワンザル群内のメスとの交雑により進行してきたと予想される。

一方、有田川南部に分布する在来のニホンザル個体群で交雑個体が誕生している証拠はこれまでのところ得られていない。しかし、大池遊園付近で生まれたタイワンザルや交雑個体のオスが群れを離れてニホンザルの分布する地域に達していることは、中津村での捕獲事例、美山村での捕殺事例、その他の観察情報などから明らかである。

Fooden は分布と生態特性の関係から、大陸の中核的分布地域 (heartland) に生息し、生息環境が似ているマカカ属の種では、種間競合が原因で異所分布状態になり、同所分布する種間では、生態的隔離があることを指摘している。また、Bernstein & Gordon は、攪乱のない自然環境下でほとんど雑種化がないことは、マカカ属種間の遺伝子流動の阻害機構は、地理的なものが大部分で、同所的な種間には行動的阻害機構があると考えている。和歌山県での交雑事例は、これらの見解に合致する。つまり、自然には地理的に隔離され、交雑の機会がないタイワンザルが、輸入、飼育、放散、繁殖の経過をとり、最終的にニホンザルの移入オスを群内に受け入れたため、進化上は未分化状態の 2 種間で交雑する結果になったと想像できる。人為介入がなければ、地理的な隔離障壁で 2 種の独自性は維持されつづけたはずである。この交雑の背景には、サルたちが交配後 (ないしは接合体形成後) 隔離機構を十分に発達させていないという事情がある。ニホンザルとタイワンザルが同所的に生息する事態が引き起こされた際に、交配前隔離機構がまったく発動しなかったかどうかは不明である。この点は、今後さらに調査して検証していく必要がある。

1.3 和歌山市東南部から海南市北東部にかけて生息する野生化したタイワンザルについて

学校法人 開智中学校・高等学校 非常勤講師 前川慎吾

現在、和歌山市大河内、黒岩地区ならびに海南市高津、孟子、坂井、小野田地区において、モモ、ミカン、タケノコ等に大きな被害をもたらしている「タイワンザル」は、和歌山市東山東地区大池遊園に設置されていた動物園が1954年に閉園する際、タイワンザルだけを周辺の丘陵地に放した（数は15～16頭）。その後大池周辺で野性化し繁殖するようになったといわれている。

野性化したタイワンザルが生息していることを知ったのは、1976～77年に環境庁が実施した「第2回環境保全基礎調査」の際であった。その時、得られた情報の中に「タイワンザル」についての情報が含まれていた。念のため、和歌山市、海南市の鳥獣保護員の方々に確認するとともに、有害駆除に直接あたった和歌山市の猟友会の人々に面接したところ、和歌山市黒岩地区で駆除した複数のサルについて、全員が一致してタイワンザルの外見的特徴である「尾の長いサルであった」事を挙げられたことから、「タイワンザル」であると判断し「第2回環境保全基礎調査報告書（哺乳類）」（1978・和歌山県）に記載した。その後、自分の目で直接確認したいと思い、公務の余暇を利用して何度も現地を訪れたが出会うことができなかった。そのため、海南市立北野上小学校の先生方や県立海南高校の教え子達に目撃情報の提供を依頼し、情報の収集につとめた。その結果を「紀北地域野生鳥獣生息調査報告書」（1985・和歌山県）、「和歌山県野生鳥獣調査報告書」（1987・和歌山県）等にも「タイワンザル」の存在を記載してきた。

1995年11月、京都大学霊長類研究所で開催された「ニホンザル現況研究会」に参加するに際して、これまでの調査で判明した範囲で「和歌山県の哺乳類」という形で纏めたものを持参したその中で「野生化したタイワンザル」に簡単に触れた。丁度、「下北半島のタイワンザル」が問題になっていたこともあり、「和歌山のタイワンザル」も「現況研究会」において注目されることとなった。その後、更に綿密な調査の必要性を感じ、現状を正確に把握するため、聞き取り調査を開始し、どうにか、群れとしての行動域の概略を把握することができた。また、農作物の被害状況も明らかになった。

1998年12月に開催された「ニホンザル西日本フォーラム」において、WMOの白井氏により、1998年4月、日高郡中津村において捕獲されたサルが「ニホンザル」と「タイワンザル」の「混血」個体である（霊長研川本

氏による遺伝子検査による）ことが発表された。1998年12月、日高郡美山村において有害駆除されたサルが「タイワンザル」であることを前川が確認（霊長研川本氏により遺伝子検査）。この2件に衝撃を受け、その後「タイワンザル」の分散状況を把握することに調査の方針を転換、本拠地周辺の諸町村、前述の日高郡中津村、美山村、等の周辺町村での聞き取り調査を行ってきた。その結果、1999年2月には日高郡竜神村安井、宮の2地域で猟期中に「尾の長いサル」をしばしば見ることができたという情報が得られた。また、白井氏からは、東牟婁郡本宮町でのニホンザルの調査中「混血」らしき個体が目撃されたという情報が得られた。その後、奈良教育大の鳥居氏からも奈良県宇陀郡大宇陀町において「タイワンザル」らしき個体が目撃されているという情報も寄せられている。

このように見てくると、「タイワンザル」が予想をこえて、紀伊半島全域に分散拡大し、そのうえ「ニホンザル」との間に混血が進んでいることに驚くばかりである。

1999年7月と11月の2回にわたって、日本霊長類学会と日本哺乳類学会、ならびに、京都大学霊長類研究所、和歌山県から調査を委託されたWMOが協力して、初めて、「タイワンザル」棲息地での調査が実施された。その結果、和歌山市、海南市にまたがって2群が確認され、生息頭数は200頭（確認された数）+ α （周辺地域で小グループで行動）であった。7月の調査で、本拠地において「ニホンザル」がかなり入りこんでいることや、雑種化が進行していることも確認できた。

両学会の「移入種による攪乱の防除」という観点からの取り組みや、実際に被害を被っている和歌山市、海南市の地元の人々の行政への働き掛けもあり、2000年度において、本拠地での「タイワンザル」の本格的な除去が進められることになった。

1999年度の日本哺乳類学会におけるミニシンポにおいて、2回の調査の結果に基づいて「今後の課題」として提案された、最大の課題に取り組むこととなった。

しかし、今後の課題として、①タイワンザルが紀伊半島のどのあたりまで分散拡大しているかを早急に調査すること。②本拠地以外の地域で混血がどの程度進んでいるかをどう突き止めか。③分散個体、混血個体をどうするか。の3点が残されることになる。

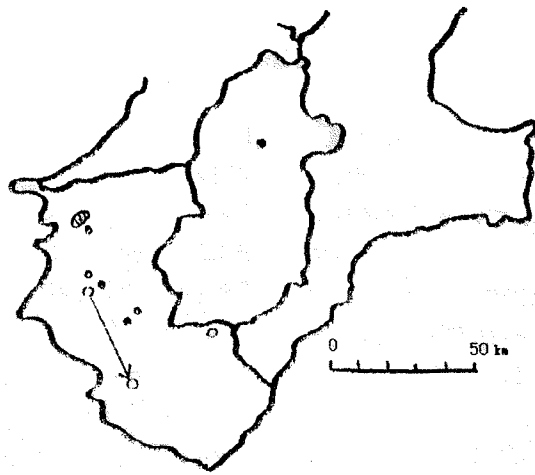


図 タイワンザルの分布状況。斜線域が野生化したタイワンザルの群れ生息地。
タイワンザルの目撃地点、○混血個体の目撃地点。(原図から略図作製)

1.5 和歌山県移入タイワンザルに関する対策

和歌山移入タイワンザル対策グループ
京都大学霊長類研究所 大沢秀行

はじめに

本発表では、和歌山移入タイワンザル対策グループの移入タイワンザルに対する基本的な考え方（生物学的位置づけ）およびそれに基づく対応方針を問題別に論じた。本稿ではその問題点を列挙、一部にコメントを加えるに留めた。和歌山タイワンザル集団の移入の経緯、雑種化等の現状については前項 1.2. および 1.3. を参照されたい。

問題点項目

1. 移入タイワンザルの生物学的位置づけ
2. それに基づく対応
3. 対応する機関—組織—主体
4. 手順—資金
5. 社会的反応—愛護団体等
6. 地元—有害鳥獣駆除
7. 適用法律

1. 移入タイワンザルの生物学的位置づけ

1.1. 雑種の位置づけ

タイワンザル *Macaca cyclops* とニホンザル *Macaca fuscata* の一代雑種には稔性があり、ニホンザル集団の中に雑種化が進行する。そのため移入タイワンザルはニホンザル集団に対する遺伝的攪乱（遺伝的汚染とも称する）をおこすと位置づけられる。現在のタイワンザル生息地はニホンザル生息地と 20km の隔たりがあるものの実際すでに雑種が生じていることは前項で報告があったとおりである。さらにこの隣接のニホンザル生息地は紀伊半島、中部山岳地帯、信越地方のニホンザル分布地域につながり、遺伝的攪乱はニホンザルの分布域の大半におよぶ危険もある。30 万年以上もかけて日本の地で進化したニホンザルが遺伝的には真のニホンザルでなくなる可能性がある。

1.2. 他の移入種の位置づけとの差異

現在日本にはアライグマ、マングース等の移入種の存在が知られている。これらの種には雑種を作る対象の種・亜種がない。他の競争種を排除、あるいは餌生物を圧迫あるいは絶滅させ、生態系の攪乱につながると位置づけられている。雑種化ではなく生態系の攪乱が一義的に問題になる点で、タイワンザル問題と異なっている。

1.3. 種・亜種の定義

霊長類では一代雑種に稔性があっても、形質に大きな差異があり、地理的にも隔離されているばあい種の違いとすることが多く、タイワンザルとニホンザルもそれぞれ独立の種とされている。またたとえ亜種の違いであっても、亜種間の交雑も多様性保護の観点に立ち避けるべきである。

1.4. ニホンザルとの生態的地位の差異および生態系の攪乱

タイワンザルはマカカ属の中では最も野外研究の遅れている種であり、野外での行動の詳細、ニホンザルとの行動上の差異はよくわかっていない。マカク属の運動性の種間比較の研究ではカニクイザルがブタオザルに比べ樹上の運動性が高いという報告もあり、タイワンザルのばあいもニホンザルとは異なる運動性、樹上適応性をもっている可能性も否定できない。さらにそれらの雑種となるとどのような生態的特性があるのか全く未知である。移入種による生態系の攪乱には、実証の前に予防措置（原因である移入種の除去）で対処しなければならない

2. 移入タイワンザルに関する対応

2.1. 移入の原因・発端

和歌山市大池遊園（前川発表参照）

2.2. 現状の把握

和歌山市、海南市周辺 3 群以上（白井発表参照）

雑種化の進行（川本発表参照）

2.2. 対応方針

前項に記したように、移入タイワンザルの問題点は、1. 遺伝的攪乱によるニホンザルへの脅威、2. 生態系攪乱の恐れ の 2 点であり、その対応策としてはいずれも原因であるタイワンザルおよびその雑種個体の除去が必須である。

目標としては全群排除を行い、完全でないばあいは定期的な「防除」（IUCN ガイドライン）が必要となるであろう。このばあい問題点として以下の点を付記しておく。排除の目的、法的根拠を実際農作物に被害を与えているとして「有害鳥獣駆除」としたばあい、ニホンザル生息地域で同程度の被害があるばあい、ニホンザルの捕獲を促進するおそれがある。そのため「有害鳥獣駆除」ではない別の法的根拠を求めなければならない。＊

3. 対応する機関—組織—主体

考えられる関係組織：行政組織としては環境庁、和歌山県、和歌山市、海南市。

現段階での行政の体制としては和歌山県が直接対策に当たる可能性が高い。これに環境庁がどう関与するか今後を見極めなければならない。

非政府組織：霊長類学会 その他の関連学会等（哺乳類学会、生態学会、自然保護学会、和歌山タイワンザル対策グループ、WWFJ）

参考：これまでの関連事業：沖縄におけるマングースの対策

小笠原諸島における移入ヤギ対策＊＊

4. 今後の方針—資金

4.1. これまでの経過

霊長類学会員前川の聞き込み調査：私費活動

霊長類学会保護理事調査：霊長類学会保護活動

霊長類学会／タイワンザル対策グループ調査：日生財団研究助成金

和歌山県：タイワンザル調査費

4.2. 今後の調査費／捕獲および関連の費用

未定 対応する主体の組織如何＊

4.3. 捕獲等の実施時期：今年度、第 2 回集中調査後方針決定。案としては、次年度に集中捕獲。3 年度に取りこぼし個体捕獲。4 年度以降は取りこぼし個体存否のモニタリング。

5. 社会的反応—一般市民・愛護団体等

一般市民の反応が最も重要。充分な情報提供、移入種問題に関する啓蒙活動が必要。とくに、猿害対策ではなく移入種問題であることの明確化をする。また、捕獲個体全体を安楽死とするばあいはとくに拒否反応への対策が必要。捕獲後飼育するばあいは、飼育の場所、動物福祉からの観点、逃亡への予防等多くの問題が検討吟味されなければならない。既存の自然保護団体との協力関係を強化する必要がある。また動物の権利・愛護、動物福祉との話し合いも必要に応じて行わなければならないであろう。

なお、グループのメンバーの 1 人はサルに対する住民の意識調査を研究として行っており、その調査結果は今後重要な参考資料となろう。

6. 地元との関係

6.1. 有害鳥獣駆除：生息地には果樹園が多く含まれ、すでに有害鳥獣捕獲が数回にわたり許可されている。しかし全個体捕獲は、上記のごとく移入種問題であることを地元民に対しても明確化、理解を求める必要がある。県下のニホンザルに対する有害鳥獣駆除の例にしてはならない。

6.2. 調査・捕獲に関する地元住民の協力依頼：この協力は必須である。とくに餌によるトラップ檻の捕獲のばあいには檻の周辺部では相当数の農作物被害が生じうる。こうしたことの事前の周知、了解を取り付ける必要がある。和歌山県および地元の和歌山市・海南市ではすでに説明会を開催し、協力を求めている。

7. 適用法律

鳥獣保護及狩猟に関する法律

7.1. 学術研究捕獲

予備的な捕獲には学術研究の可能性がありうる、全頭捕獲は明らかに学術研究ではない。

7.2. 有害鳥獣捕獲

改正鳥獣保護法におけるポイント

管轄：県による市町村への移管決定

有害鳥獣：生態系の攪乱をおこす種・集団も含まれ、この解釈でタイワンザルの捕獲が行われる可能性もあり得る。

種の記述：サル類とされニホンザルおよびその他のサル類あるいはそれらとの雑種ニホンザルも含まれる。

7.3. 和歌山県特定鳥獣保護計画*：県下全域のニホンザルが保護の対象となるべきもので、タイワンザルの除去に限定した計画に適用できるかどうかは疑問であるが、県下ニホンザルの保護の一環とするなら適用の可能性はある。

おわりに

本発表は、移入タイワンザル問題への対策上、考慮しておくべき項目を簡単にまとめたものにすぎない。これを基に、様々な議論、検討がなされれば幸いである。 筆者追記

*：その後和歌山県は「特定鳥獣保護計画」で対応することにした。

**：質疑応答の際、生け捕り、搬送を計画したため、捕獲計画が大幅に遅れたが、結局最後は現場での殺処分に変更された経緯が野生生物研究所、常田邦彦氏により報告された

2 和歌山県に対する要望書

和歌山県知事 木村良樹 殿

平成 13 年 4 月 18 日

日本霊長類学会 会長 杉山幸丸

タイワンザル集団の除去に関する要望書

日本霊長類学会は霊長類に関する研究活動の傍ら、霊長類の保護とくに日本固有の種であるニホンザルの保護に関して、これまでさまざまな提言や活動をして参りました。和歌山県下のタイワンザル集団の存在に関しても、ニホンザルの保護の観点から強い関心を寄せ、実際学会員のあるものは、このタイワンザル集団の実状調査等に参加してきました。日本霊長類学会は、このタイワンザル集団に関して、和歌山県サル保護管理計画対策検討会および自然保護保全審議会鳥獣部会が全頭捕獲という結論を迅速に下されたことは、きわめて適切な決断であったと考えております。しかしながら、その後県に寄せられた意見や、審議会での議論の中で、避妊処置のうえ無人島に放獣するという案が浮

上し、その後撤回される等、捕獲後の処置についていまだ明確な結論が打ち出されていないように見受けられます。また捕獲の実施時期についても具体的にまだ確定していないように思われます。日本霊長類学会理事会は、和歌山のタイワンザル集団に対する基本的な考え方を以下に表明するとともに、その早期除去を要望いたします。

外来生物種は在来の生物に対して大きく影響を与え、在来の生物の多様性や生態系の攪乱を引き起こす危険があることが、近年よく知られるようになってきました。日本でも、マングースや野生化ヤギ等による生態系攪乱が実際に報告され、これらの移入種の除去計画が実施されてきました。和歌山県におけるタイワンザル

の例は、在来種の遺伝子攪乱を引き起こすという点で最も深刻な移入種問題であると認識されています。すなわち在来の近縁種であるニホンザルとの交雑が可能であるという点で、きわめて直接的に在来種の存続を脅かすからです。

ニホンザルはその祖先が大陸から渡ってきて日本の地で適応進化した日本固有の種です。霊長類は熱帯多雨林にその源を発するため、温帯に生息する種類は多くありません。中でもニホンザルは、最北の地に分布する種として学問上も貴重な種として扱われています。タイワンザルはニホンザルに近縁の別種ですが、ニホンザルと交雑するだけでなく、交雑の結果生まれる子どもがさらにほかのニホンザルと子どもを作るため、次々と雑種化が進行します。ニホンザルと同じく、タイワンザルも雄が群れ間を行き来するため、雑種化の範囲はニホンザルの分布域の中にどんどんと拡大してゆく可能性があります。

和歌山市周辺では、タイワンザルの群れから 20 キロ南の有田川周辺にニホンザルの群れが生息するため、タイワンザル集団とニホンザル集団の間で雄たちの行き来が可能です。実際これまでの調査で有田川の南側ですでに雑種の個体が見つかっています。200 頭ほどいるタイワンザルの群れの中にも相当数ニホンザルとの雑種が見られます。ニホンザルの群れから出てきた雄たちがタイワンザルの雌との間に残した子どもたちです。このような雑種化は、紀伊半島に広く分布するニホンザルの群れに徐々に拡散していくことになるでしょう。紀伊半島のニホンザルの分布域は半島だけにとどまらず、本州中部にまで連続しており、ニホンザルの最大の分布域となっています。この日本最大の分布域全体が遺伝子攪乱の危険性にさらされているのです。こうしたタイワンザルによるニホンザルの雑種化は、数十万年かけて確立した日本の固有種ニホンザルの存続を脅かします。またニホンザルとは異なるタイワンザルおよびその雑種の侵入がもたらす生態系攪乱の危惧もあります。これを予防するためには、タイワンザル集団の除去は避けられないことと日本霊長類学会は判断しております。県サル保護管理計画対策検討会が遺伝子攪乱や生態系への悪影響を回避するために、タイワンザルおよびその雑種を全頭捕獲し、原則として安楽死させるという結論に至ったことは、科学的な判断としてきわめて妥当なものでありました。とくに、タイワンザル除去の根拠をニホンザルの保護に限定したことは、全く正当な判断です。日本霊長類学会は和歌山県がニホンザルの保護管理計画のために、タイワンザルの除去計画を進めていることを高く評価してい

ます。今後、長期的な視野で県下全域のニホンザル保護管理計画の策定を進めていただけるものと期待しております。

その後の審議会で出されたという、捕獲したサルは避妊処置のうえ無人島などに放獣するという案はすでに撤回されたとは聞いておりますが、これについても霊長類学会の見解を述べたいと思います。この処置は本来の目的である生態系からの移入種の排除という趣旨からは大きく逸脱するものです。移入生物による生態系の攪乱や在来種への悪影響については、近年国際的な関心が高まっており、予防的な観点から基本的には排除するという原則が、生物多様性条約に記載されています。在来種ではないタイワンザルを放獣した場合、そこにもともと生息しているほかの植物や動物にどのような影響があるか、現在の科学的知識では残念ながら正確には予測できません。計画の対象となっている島への放獣は、もともと侵入の影響を受けやすい島嶼性の生態系を大きく変化させる恐れがあります。希少な動植物の絶滅や渡り鳥の中継・休息地への影響、病原体の拡散などの可能性も否定できません。たとえ人為的な影響が強い生態系であっても、そこにあらたな攪乱を招くような行為はできるだけ慎むべきだというのが世界的な共通認識になっている状況で、このような案はまったくそれに逆行する考えといえます。また島への放獣の代わりに、巨大な檻の中で飼育するという案もあったと聞きましたが、飼育衛生あるいは動物福祉上の管理、逃亡防止など実施に多くの問題があり、島への放獣以上に慎重な対応が必要かと思われます。

現在、霊長類学会が最も危惧していることは、捕獲個体の措置方法を模索することにより捕獲計画そのものが遅延することです。捕獲個体への対応の方法を様々ご検討されたとは存じますが、このまま放置すれば、毎年数十頭のタイワンザルとその雑種の子どもが和歌山県で産まれ続けるだけでなく、タイワンザルや雑種の雄たちがニホンザルの生息域に侵入して次々と雑種の子孫を残してゆくこととなります。日本霊長類学会は、以上の理由と見解に基づき、以下のように要望いたします。

要望：和歌山県サル保護管理計画対策検討会の結論である、全頭を捕獲し、原則として安楽死させる方針のもと和歌山県が捕獲に速やかに着手されることを要望いたします。

なお、日本霊長類学会は、この要望の実現のための協力を惜しみません。

3 第16回大会（2000年6月）以降の経緯報告

和秀雄・大沢秀行・丸橋珠樹

1999年の調査によって、この地域に生息する群れの概要がほぼ明らかとなった。和歌山県によるこの調査は、日本霊長類学会も協力して実施された。調査結果にもとづき、この問題の解決をはかる手段が議論され策定されたが、タイワンザル除去は2000年4月まで、まだ実行されていないのが現状である。以下ここ1年間の経緯と流れを簡単にまとめて報告します。

問題解決の枠組みとして、1) 和歌山県はこのサルを特定鳥獣に指定し、2) サル保護管理計画対策検討委員会を設置して、和歌山県サル保護管理計画を策定し、3) 和歌山県自然環境保全審議会で審議・了承し、和歌山県がタイワンザルの除去を実行することとした。

1) 2000年8月に、県によって、和歌山市と海南市に生息する当該個体群が特定鳥獣に指定された。有害鳥獣駆除ばかりではなく、むしろ和歌山県のニホンザル保護管理を推進することが目的であることを明確するためである。

2) この指定を受けて、2000年8月から、サル保護管理計画対策検討委員会は3回の検討を重ね、2000年10月に和歌山県サル保護管理計画（案）（和歌山県のホームページに公開）が策定された。紀伊半島のニホンザルへの波及を緊急に防ぐことを目標として、この地域のサルを全頭捕獲して除去し、ニホンザルと判定された個体以外は原則として安楽死させるという結論となった。

この問題への対処の方向性に対して、様々な意見が、和歌山県以外からも多数寄せられた。人間の身勝手で生じた事態なのに、なぜサルを殺すのか、安楽死を見

直すべきだとの意見が多かった。

3) 2001年12月に、和歌山県サル保護管理計画案が県環境審議会で審議されたが、捕獲後の処分について、生存させる場合の具体案を検討し、原則として安楽死を見直すようにとの議論となった。

そのため県は、無人島への放逐などの4案を検討した。1) 離島放逐案の一つである、友ヶ島案は国立公園内であり、環境省が反対の立場をとった。また、2000年12月には、日本哺乳類学会移入動物対策部会から無人島移入案反対の意見書も提出された。その他、2) 県による飼育施設の建設、3) 繁殖制限後地元への再放逐、4) 県有林を柵で囲って放逐する案などが検討されたが、いずれも困難と判断された。

2001年3月9日の県議会で、和歌山県環境部は、この問題の解決のため県民世論のアンケート調査を行い、県環境審議会で協議をすることを表明した。方法は、和歌山県民から無作為抽出した1,000人を対象に、関連資料を配布して、以下の2案を提示・説明し回答を求めている。1) 案は、動物園で飼育管理する、2) 案は安楽死とするである。

2001年3月に日本霊長類学会理事会は、これらの経緯と問題点を再整理した結果、県に改めて要望書を提出することを決定した。2001年4月18日、杉山会長と大沢理事が、木村和歌山県知事に面会し、直接要望書を手渡し、説明を行った。新聞報道によると県知事は「一度は、安楽死の方針を打ち出したが、反響が大きかった。県民の意見を聞きながら対応を考えるが、学会の申し出も真剣に受け止めたい」と語った。

4 第17回 京都大会での自由集会の案内

和秀雄・大沢秀行・丸橋珠樹

日本霊長類学会保護委員会は昨年度に引き続き、和歌山県のタイワンザルの問題について自由集会を開催いたします。今回は、1) この1年間の動きの経緯の報告と2) 移入種問題への取り組みについて、広い視野から池田啓会員に話題を提供していただきます。日本の他の地域でも、ニホンザル以外のマカク類が野外で群れ生活をしていたり、他のほ乳類や植物などでも生態的攪乱や雑種化が危惧されています。霊長類保護委員会では、ニホンザルの保護にとって重要である和歌山県のタイワンザル問題の解決を重点課題として活動しています

日時：7月12日午後、京都大学構内で開催しますが、他のプログラムとの兼ね合いで詳細なプログラムは、大会事務局から連絡があります。

保護担当理事の連絡先

和秀雄 〒565-0825 大阪府 吹田市山田丘1-2 大阪大学人間科学部 生物人類学
tel 06-6879-8055、fax 06-6879-8055

大沢秀行 〒484-0000 犬山市官林 京都大学霊長類研究所
tel 0568-63-0543、fax 0568-63-0085

丸橋珠樹 〒176-8534 東京都練馬区豊玉上-26 武蔵大学人文学部
tel 03-5984-3847、fax 03-5984-3880

編集・発行

日本霊長類学会霊長類保護委員会

ニューズレター担当

和秀雄、大沢秀行、丸橋珠樹

連絡先

〒484-8506 犬山市官林 京都大学霊長類研究所
tel 0568-63-0567、fax 0568-63-0085
